

令和4年度 山梨市中小企業・小規模事業者応援金 申請要領

令和4年7月1日

【趣旨・目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している市内の中小企業・小規模事業者に対し、応援金を交付することにより、その事業の経営を支援します。

【交付額】

応援金：1事業者当たり、1回限り、一律15万円

【募集期間】

受付開始：令和4年8月1日（月）

受付締め切り：令和4年9月30日（金） ※当日消印有効

【申請方法】

原則、郵送による申請

※新型コロナウイルスの感染防止のため

【申請書類提出先・問い合わせ先】

〒405-8501 山梨市小原西 843 山梨市役所商工労政課 あて

電話：0553-22-1111（内線 2362・2363） Fax：0553-23-2800

e-mail：shokorosei@city.yamanashi.lg.jp

問い合わせ受付時間 平日 午前9時～午後5時

1 交付対象事業者（支給要件）

- (1) 応援金の交付対象となる事業者は、中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び第 3 項に規定する小規模企業者で、山梨県信用保証協会の定める保証対象業種を営み、次に掲げる要件の全てに該当する事業者となります。

※次項 (2) の「交付対象外」ではないことも支給要件です。

業種	資本金	従業員数
製造業など（建設業・運送業・不動産業含む）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業・飲食業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業／情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300 人以下

- ①山梨市内に事業所(店舗)があり、その場所で営業している事業者。
- ②令和 3 年 12 月 1 日以前に対象事業を開始し、将来にわたり当該対象事業を継続するものであること。
- ③法人にあつては法人税確定申告及び法人市民税申告、個人にあつては所得税確定申告又は山梨市に市民税・県民税申告を行い、かつ、それぞれの当該申告において対象事業に係る事業収入が計上されていること。

※法人市民税申告については、山梨市に申告書が提出されている必要があります。

- ④令和 4 年 1 月～6 月までの間のいずれかの月（対象月）の 1 ケ月間の売上が、平成 31 年 1 月から令和 3 年 6 月までの間の対象月と同月（基準月）と比べて 30%以上 減少していること。

※確定申告を白色申告で行っていて、平成 31 年 1 月～令和 3 年 6 月までの間のいずれかの月の 1 ケ月間の売上が確認できない事業者の 30%減少を比較する売上は、令和元年から令和 3 年のうち対象月が含まれる年の申告書等の収入額を 12 ケ月で除した 1 ケ月当たりの平均とします。

※市内に複数の事業所がある場合の比較する売上は確定申告状況と同様とします。

⑤市税を滞納していないこと。

※所定の様式により、税務課で証明を受けてください。 証明手数料 300 円が必要です。

※個人事業主で、お住いの住所が山梨市以外の場合は、お住いの市町村で納税証明書の交付を受けて下さい。証明手数料が必要となります。

(2) 次に掲げる事業者は交付対象外となります。

①農業、林業（素材生産業・素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業・保険サービス業を除く）を営む事業者。

※複数の業種を営む場合、収入に占める割合が最も大きい主たる業種により該当・非該当を判断します。

②国及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に規定する公共法人。

③政治活動を目的とした団体。

④宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定に該当する団体。

⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者。

⑥代表者又は役員等が山梨市暴力団排除条例（平成 26 年山梨市条例第 26 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等である事業者。

⑦その他市長が交付対象者として不適当と認めた事業者。

2 交付額

(1) 応援金：1 事業者当たり、1 回限り、一律 15 万円

3 申請書類一覧

以下の資料をご用意いただき、提出してください。

(1) 令和 4 年度山梨市中小企業・小規模事業者応援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）

※申請書は、交付決定した後に請求書として取り扱います。

(2) 令和 4 年 1 月から 6 月までの間のいずれかの月の事業収入額を示した帳簿等の写し（売上台帳等）

※帳簿等写しの下段等に「上記のとおり相違ない」ことの明記と署名（記名）押印をお願いします。

(3) 上記1－(1)－④で定める基準月の収入額が確認できる下記の書類。

①申告書の写し

【法人】直近の「法人税申告書別表一」及び「法人市民税確定申告書」の写し

【個人】直近の「所得税確定申告書 B」又は「市民税・県民税申告書」の写し

②対象月の収入がわかる書類の写し

【法人】【個人】事業収入額を示した帳簿等の写し

③基準月の収入が分かる書類の写し

【法人】基準月が含まれる年の「法人税申告書別表一」及び「法人事業概況説明書」の写し

【個人】基準月が含まれる年の「所得税確定申告書 B」及び「青色申告決算書」又は「収支内訳書」の写し

④令和3年7月1日以降に開業した場合は、開業から令和3年12月1日までの確定申告書の写しを添付して下さい。(個人事業者は、開業届写しを添付して下さい)

※①②④は税務署の收受印又は市役所受付印が押印されているものの写し（電子申告送信時は「受信通知」）をご提出ください。

(4) 事業所の所在地が確認できる書類の写し。

開業届、営業許可証、登記事項証明書、法人市民税課税標準の分割に関する明細書、賃貸借契約書等

※上記(1)の確定申告書類の写し(青色申告決算書、収支内訳書等)等で確認できる場合は不要。

(5) 申請者の本人確認ができる運転免許証などの写し(公的機関が発行したもの)

※法人の場合は代表者及び申請書に記載された担当者の本人確認ができる書類の写し

(6) 応援金の振込口座の通帳の写し

(7) 誓約書

4 申請書の入手方法

山梨市ホームページからダウンロード。

URL : <https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/>

※申請書(様式)は以下の場所にも用意してあります。

- ・山梨市役所 西館 3階 商工労政課窓口
- ・山梨市商工会窓口

5 申請期間

令和4年8月1日（月）～令和4年9月30日（金） ※当日消印有効

6 申請方法・申請先

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、窓口での3密を避けるため、申請は原則郵送での受付となります。

封筒等の表面に「応援金書類在中」と朱書きしてください。また、郵送時のトラブル防止のため郵便追跡が可能な書留郵便等をお勧めします。なお、郵送料は申請者負担となります。

【郵送先】〒405-8501 山梨市小原西 843 山梨市役所商工労政課 あて

7 問い合わせ先

商工労政課 商工労政担当 電話：0553-22-1111（内線2362・2363） Fax：0553-23-2800

e-mail：shokorosei@city.yamanashi.lg.jp

問い合わせ受付時間 平日 午前9時～午後5時

※申請者が記載した申請内容について虚偽が判明した場合、受給した応援金の返還を命じる場合があります。

※なお、ご提出いただいた資料で支給要件をすべて確認できない場合は、追加資料の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。

※申請の際には、別添「申請チェックリスト」の項目をご確認ください。